

東京圏（第36回）・関西圏（第29回）・養父市（第18回）
・福岡市・北九州市（第29回）・愛知県（第15回）
国家戦略特別区域会議 合同会議 議事要旨

1. 日時 令和4年2月28日（月）17:30～18:17

2. 場所 中央合同庁舎8号館4階内閣府会議室416等（オンライン開催）

3. 出席

野田 聖子 内閣府特命担当大臣（地方創生）

赤池 誠章 内閣府副大臣

宮路 拓馬 内閣府大臣政務官

<自治体等>

小池 百合子 東京都知事

（代理：宮坂 学 東京都副知事）

小泉 一成 成田市市長

（代理：関根 賢次 成田市副市長）

吉村 洋文 大阪府知事

（代理：吉田 真治 大阪府スマートシティ戦略部スマートシ
ティ推進監）

広瀬 栄 養父市長

高島 宗一郎 福岡市長

北橋 健治 北九州市市長

（代理：森川 洋一 北九州市企画調整局地方創生推進室長）

大村 秀章 愛知県知事

木村 恵司 三菱地所株式会社特別顧問

（代理：井上 俊幸 執行役員 都市計画企画部担当）

北川 雄光 学校法人慶應義塾常任理事

永藤 英機 堺市長

（代理：田中 伸五 堺市産業振興局商工労働部長）

南出 賢一 泉大津市長

（代理：川口 貴子 泉大津市政策推進部長）

福井 美樹男 株式会社やぶの農家代表取締役

檜崎 慶司 We Love 天神協議会 会長

<内閣府>

田和 宏 内閣府事務次官

<有識者>

八田 達夫 国家戦略特区ワーキンググループ 座長
秋山 咲恵 養父市特区推進共同事務局長
兼 国家戦略特区ワーキンググループ 委員
阿曾沼 元博 国家戦略特区ワーキンググループ 委員
安藤 至大 国家戦略特区ワーキンググループ 委員
安念 潤司 国家戦略特区ワーキンググループ 委員
落合 孝文 国家戦略特区ワーキンググループ 委員
中川 雅之 東京特区推進共同事務局長
兼 国家戦略特区ワーキンググループ 委員
本間 正義 国家戦略特区ワーキンググループ 委員
八代 尚宏 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

<事務局>

青木 由行 内閣府地方創生推進事務局長
山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長
三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官
黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官

4. 議題

認定申請を行う区域計画（案）について

5. 配布資料

資料1-1 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-2 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-3 養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-4 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-5 愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料2 東京都提出資料
資料3 成田市提出資料

資料 4	大阪府提出資料
資料 5	養父市提出資料
資料 6	福岡市提出資料
資料 7	北九州市提出資料
資料 8	愛知県提出資料
参考資料 1	国家戦略特別区域会議 合同会議 出席者名簿
参考資料 2	東京都 都市再生プロジェクトについて（東京圏国家戦略特別区域）

○黒田参事官 それでは、定刻となりましたので、ただ今より「国家戦略特別区域会議 合同会議」を開会いたします。

会議の出席者は、お手元の資料を御覧ください。

始めに、野田大臣より、御発言をお願いいたします。

○野田大臣 改めまして、皆様、こんにちは。地方創生担当大臣の野田聖子でございます。

本日は、お忙しい中の御出席、誠にありがとうございます。

国家戦略特区は、規制改革の突破口。これまでも、特区自治体の皆様、事業者の皆様とともに、121の特例措置を創設してまいりました。全国展開も進めており、これまでに53の措置を全国展開しております。また、特区自治体に御活用いただいている事業の認定数は393に上ります。

こうした成果は、地域の熱意、そして、改革への意欲があつてこそであり、国家戦略特区の推進に向けた日頃の皆様の御尽力に心から感謝を申し上げます。

私としても、地域の皆様の声を丁寧に伺いながら、更なる規制改革の実現に向けてしっかり取り組んでまいります。引き続き全国展開の推進をしていくとともに、新たな規制の特例措置の創設についても、強力に推進してまいります。また、スーパーシティ構想についても、早期に実現してまいります。

特区自治体の皆様におかれましては、規制改革メニューの積極的な活用や新たな規制改革提案等に一層の御協力をお願いいたします。また、民間有識者を始め、関係各位の皆様の御協力も併せてお願い申し上げます。

本日は、5区域の計16事業に係る区域計画案について御検討いただきます。区域計画案については、御了承いただければ、速やかに認定に向けた手続を進めていきたいと思っております。

有意義かつ忌憚のない御議論を賜りますよう心からお願い申し上げます、私からの冒頭の挨拶といたします。

よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○黒田参事官 野田大臣、ありがとうございました。

それでは、プレスの皆様は御退室願ひます。

なお、野田大臣は、所用のため、途中で御退席されます。

(報道関係者退室)

○黒田参事官 それでは、本日の議題「認定申請を行う区域計画(案)について」を事務局より御説明いたします。

○三浦審議官 まず、資料1-1を御覧ください。東京圏の計画案でございます。まず御覧いただきたいものは2(2)都市計画法の特例であります。この都市再生プロジェクトは、都市計画決定までの関係機関との調整をワンストップで行うことで手続を迅速化するものでございます。㉓の南池袋二丁目C地区は変更でございます。㉔が、新しく追加される渋谷二丁目西地区のものでございます。2ページの、㉕、日本橋一丁目東地区も追加でございます。その下の(6)は二国間協定に基づく外国医師の業務解禁です。アメリカとの二国間協定に基づく受入れについては、診療を実施する医療機関に制限がありますがけれども、特例措置で新たにNTT東日本関東病院においてもアメリカ人医師が診療できるようにするものでございます。

その一番下の行から(10)外国人創業活動促進事業でございます。本特例は、外国人の起業家の方の受入れを促進するためのメニューでございます。今回、東京都では、事業所確保の要件としてコワーキングスペースを認める特例を活用し、外国人の創業を支援する取組の強化をします。

次に、同じページの下の方でございますが、(17)住宅の容積率に係る建築基準法の特例となります。これは、グローバル企業を誘致するときに職住近接の住宅環境を整備したい、このために容積率の限度割合を引き上げることで国際水準の居住施設を整備するというものでございます。今回は、渋谷二丁目西地区と日本橋一丁目東地区の追加をいたします。

次の4ページでございますけれども、(29)工業立地法の特例で、これは市町村の条例で工場敷地の緑地面積率の基準を緩和することを通じ、工場新增設の投資促進と物流機能の強化を図るものです。今回は、成田市において全国初の活用でございます。

以上が東京圏でありまして、次に、関西圏、資料1-2を御覧いただけますでしょうか。こちらの変更は、2(23)が、工場立地法の特例で、成田市と同じでございます。場所は、大阪府の中の堺市と泉大津市です。これも、成田市と同様、全国初でございます。

次に、養父市は、資料1-3の2(7)、企業による農地取得の特例でございます。この事業は企業が農地を取得して長期的・安定的な経営基盤を確保した上で大規模な投資あるいは6次産業化などの思い切った事業展開を行いやすくする特例であり、養父市での活

用は、⑦株式会社やぶの農家で7件目でございます。

次に、福岡市・北九州市で、資料1-4になります。こちらはまず、2(1)エリアマネジメントに係る道路法の特例でございます。これは道路占用許可の要件を緩和するということであります。今回は、ページの真ん中に㊟とあり、We Love天神協議会が福岡市の天神4号線において、にぎわいを創出する各種イベント等を開催する予定でございます。

その下の、(3)外国人創業活動促進事業でございます。先ほどの東京圏と同様、今回、北九州市において、事業所確保の要件としてコワーキングスペースを認める特例を活用して外国人の創業を支援する取組ということでございます。

次の2ページに行ってくださいと、(16)高度人材外国人受入促進事業となります。これは、自治体の支援を受ける企業で就労する外国人であれば、いわゆる出入国管理上の優遇措置である高度人材ポイント制という制度がございますけれども、その特別加算10点の対象に加えることができるものであります。今回は、北九州市の市税条例に基づいてグリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される指定対象事業または貸付対象事業に係る課税免除を受けている企業の活用を見込んでいるものでございます。

資料1-5が、愛知県で、2(9)外国人創業活動促進事業でございます。内容は、先ほどと同じものでございまして、今回、愛知県において事業所確保の要件としてコワーキングスペースでもよいという特例になります。外国人の創業を支援する取組でございます。そのページの下半分の、(17)高度人材外国人受入促進事業は、これも先ほどの北九州市と同様、ポイント制における特別加算でございますけれども、愛知県の場合は21世紀高度先端産業立地補助金という補助金の制度があり、そちらの交付を受けている企業など、愛知県が認定している企業からの活用が見込まれるということでございます。

事務局からは、以上でございます。

○黒田参事官 それでは、東京都より順番に御発言をお願いいたします。

まず、東京都の宮坂副知事、よろしくをお願いいたします。

○宮坂副知事 それでは、資料2、東京都提出資料を御覧ください。

2ページ目は、都市再生の推進です。渋谷二丁目西地区では、広域交通機能を強化するバスターミナルや、ビジネス支援施設を整備します。日本橋一丁目東地区では、日本橋川を望む憩い広場や、カンファレンス、サービスアパートメントを整備します。この2地区は、住宅の容積率の特例も活用します。南池袋二丁目C地区では、周辺エリアの交通結節機能等を整備するものですが、今回は、既に決定した都市計画のうち、地下通路の一部を変更します。

3ページ目は、外国医師の特例です。二国間協定に基づく外国医師の受入れは、診療を実施する医療機関に制限がありますが、特区を活用し、新たにNTT東日本関東病院でアメリカ人医師が診療できるようにします。

4 ページ目は、外国人創業活動促進事業の拡充です。創業を希望する外国人が、在留資格「経営・管理」を初めて更新する際、確保すべき事業所の要件を緩和し、東京都が認定するコワーキングスペース等を事業所として認めます。

5 ページ目の都市再生プロジェクトの追加では、宮益坂と品川駅西口を新たに提案します。

東京都は、今後とも国家戦略特区を積極的に活用してまいります。

私からは、以上となります。

○黒田参事官 ありがとうございました。

次、三菱地所株式会社、井上執行役員、よろしくお願いいたします。

○井上執行役員 東京都の都市再生は、国際競争力の強化に資する三つの地区のプロジェクトを推進します。これらのプロジェクトにより、まちの回遊性を強化する歩行者ネットワークやビジネス支援施設などを整備してまいります。

また、現在44ある都市再生プロジェクトに新たに2地区のプロジェクトを追加提案します。

今後も、都市計画法の特例等の特区を徹底活用し、東京都における都市の魅力向上に貢献していきたいと考えております。

以上です。

○黒田参事官 ありがとうございました。

次、学校法人慶應義塾、北川常任理事、よろしくお願いいたします。

○北川常任理事 東京都の医療分野では、これまで五つの医療機関において外国人医師の特例の認定を受けております。資料2の3ページ目、右下の5施設でございます。今回、先ほど宮坂副知事から御紹介がありましたように、品川区のNTT東日本関東病院で勤務予定のアメリカ人医師について、特区を活用して、外国人に対する診療を開始していきたいと思っております。

今後も、特区の取組の成果を着実に積み重ねまして、外国人とその御家族が英語等の母国語で安心して受診できる医療環境の整備に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございました。

それでは、成田市の関根副市長、よろしくお願いいたします。

○関根副市長 成田市の関根でございます。

資料3、成田市提出資料を御覧ください。全国初活用となります工場新增設促進のための関係法令の規制緩和であります。本特例は、工場立地法等に基づく工場敷地の緑地面積率等の規制について、条例により生活環境との調和の確保を図りつつ、地域の判断で緑地面積率等の基準を緩和することを可能とするものであります。ニーズ調査を行ったとこ

ろ、市内の工業団地内企業の約7割から活用にメリットを感じるなどの回答があるなど多くのニーズを確認したことから、これを活用させていただくものであります。この特例によりまして、市内における工場の再投資が促進されるほか、空港の機能拡張による新たな投資が容易になるものと考えており、産業競争力の強化等へつながるものと考えております。

次に、資料3ページ目ですが、新規提案となります。現在、本市では、コロナ禍において厳しい経営状況にある航空会社社員の出向を受け入れているところではありますが、この出向受入れの効果を最大化するに当たり、雇用保険法などにおいて制度上の課題を確認しております。また、現在、成田空港の更なる機能強化が進められているところではありますが、地域と空港が一体となった発展を遂げるためにも、市と成田国際空港株式会社との相互理解を一層深めることが重要であります。しかしながら、その実現手段の一つとして考えている市から空港会社への職員派遣は、制度上、法的な担保がございません。これらの課題解決のため、今般、新規提案をさせていただくところでありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、大阪府、吉田スマートシティ推進監、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田推進監 それでは、資料4、大阪府提出資料を御覧ください。今の成田市と一緒にですが、工場等新增設促進事業についてでございます。大阪では、老朽化に伴う既存工場の建替えニーズ、埋立地等への工場の新設ニーズが高まっておりまして、昨年度、こういったことを背景に、本府から提案させていただきました。後ほど各市から説明していただきますが、今回、成田市と同様、全国で初めて、堺市、泉大津市がこの特例を活用させていただきます。

引き続き、規制改革メニューを活用して、更なる成長・発展、地域の活性化に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、堺市、田中部長、よろしくお願いいたします。

○田中部長 堺市商工労働部長の田中でございます。

堺市におきましては、本特例を活用いたしまして、余剰地が少なく再投資が進んでいない特例既存工場を対象として、緑地面積及び環境施設面積率を緩和することで、生産施設の新増設を促進し、国際競争力の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、泉大津市、川口部長、よろしくお願いいたします。

○川口部長 泉大津市政策推進部長の川口でございます。

泉大津市では、埋立てにより新たに整備している夕風町にて工場等の新增設を促進し、産業の国際競争力の強化、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、本特例を活用いたします。

以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次、養父市、広瀬市長、お願いいたします。

○広瀬市長 養父市の広瀬でございます。

本日は、新たな法人農地取得の特例の活用について御提案いたします。

養父市農業の最大かつ喫緊の課題である農地保全・担い手の減少に関し、地域に根差し、地域農業の中心的役割を担い、農業人材の育成に取り組む、株式会社やぶの農家が、自ら農地を所有し、企業経営戦略として農業経営を行います。

資料1-3の1ページ、資料5の1ページを御覧ください。

これで、法人農地取得事業を7社が活用し、それぞれが、地域農業の担い手として、また、地域コミュニティの一員として、農業・農村の活性化に大きく寄与し、限界集落が蘇生するという大きな効果も生み出しています。本特例が中山間農業における耕作放棄地の活用や農村生活を守る有効かつ革新的手法であることは、養父市の成果を見れば明らかです。昨年、法改正により、時限が2年間延長されました。本事業は旧態依然とした農業制度を根底から変革するものであり、既存制度に安住し利益を受けている団体等による抵抗・圧力は大きなものがあると考えています。しかし、日本の国造りの原点となった中山間農業の健全で活力ある持続化を図るため、養父市の成果と、いまだ進捗の見えないニーズ調査を含め、時限の撤廃と全国展開に向けた議論の早急な実施をお願いいたします。内閣府におかれては、後々事務の怠慢とのそしりを受けないためにも、迅速かつ適切な事務を執り行われるよう申し添えておきます。

さらに1点、新型コロナウイルス感染症拡大以前より養父市が全国に先駆け取り組んでまいりましたオンライン診療・服薬指導に関し、薬機法等の改正並びに全国展開への進展があったことについては、特区制度の本旨が示した改革の成果と考えております。

養父市は、今後も引き続きチャレンジし続けます。野田大臣におかれましては、養父市の挑戦の姿を一度じかに見ていただくことを求めます。

本日は、以上でございます。ありがとうございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、株式会社やぶの農家、福井代表取締役、お願いいたします。

○福井代表取締役 農業を通じ、養父市農業の産地形成に貢献し、将来的には生産性の維持・向上に寄与したいと思っております、株式会社やぶの農家の福井でございます。

弊社は、主な営農地域において実施される農地整備事業の主な担い手として、整備後は地区の約7割を耕作することとなっております。今般、地域の後押しを受け、農地を取得し、水稻、ニンニクの栽培など、地域に根差した農業の展開と農業人材の育成に取り組みたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次、福岡市、高島市長、よろしくお願いいたします。

○高島市長 福岡市でございます。

資料6、福岡市提出資料を御覧ください。

1枚目をおめくりください。エリアマネジメントに係る道路法の特例です。資料にあります写真は福岡市の中心部、天神地区ですけれども、現在、特区でお認めいただいた航空法の高さ規制の緩和、福岡市独自の容積率の緩和を組み合わせ、天神ビッグバンというプロジェクトを進めていまして、2026年までに70棟ものビルが建て替わる見込みです。耐震性が高く、また、ウィズコロナ、ポストコロナに対応した先進的なビルへの建替えが順調に進んでいるわけです。ちなみに、資料の右上の写真ですけれども、高さ規制の緩和を使った認定第1号のビル、天神ビジネスセンタービルが開業して、いよいよエリアの機能更新は目に見えるフェーズに入ってきたところであります。ただ、今、プロジェクトが非常に進んでいて福岡の中心部が相当空地になっているので、このビッグバンによるビルの建替え中にもぎわいを持続させるために、老舗の商店街として市民に愛されています新天町商店街の皆さんを始め、多くの団体に特例を活用いただいて、そうしたビルの建替え中でも天神地区をしっかりと盛り上げていきたいと思っています。

今回は、コロナ禍の収束をにらんだにぎわいの創出として、今日御出席いただいておりますWe Love天神協議会によります新たな路線での特例の活用をお認めいただきたいと考えてございます。

福岡市からは、以上です。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次、We Love天神協議会、檜崎会長、よろしくお願いいたします。

○檜崎会長 We Love天神協議会の檜崎でございます。よろしくお願いいたします。

当協議会は、平成18年に設立し、天神地区におけるエリアマネジメント団体として、まちの価値や魅力、集客力の向上を図るため、日々会員の皆様とともに活動を行っております。

今回、新たなエリアを認定いただき、道路空間を活用したイベントを実施することで、更なるまちのにぎわい創出と都心部へ回遊性向上に一層寄与してまいりたいと思います。

以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、北九州市、森川室長、よろしく願いいたします。

○森川室長 北九州市でございます。

資料7、北九州市提出資料を御覧ください。北九州市では、国家戦略特区を活用し、開業ワンストップセンターと雇用労働相談センターを昨年3月にオープンしました。

2ページを御覧ください。今回は、区域計画の認定申請が2件ございます。1件目の創業人材の事業所確保に係る特例では、外国人が日本で起業するための在留資格「経営・管理」の取得要件のうち、事業所の確保について、コワーキングスペース等も事業所として認めるものです。これにより、スタートアップ・エコシステム推進拠点都市の実現を加速してまいります。

3ページを御覧ください。2件目は、特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例でございます。出入国管理上の優遇措置が認められる在留資格「高度専門職」を取得するには、職歴などのポイントの合計が70点以上必要です。このポイントに、本市が認定した助成を受ける企業で働く外国人材について特別に10点を加算するものです。これにより、優秀な外国人材の定着を促進してまいります。

以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、愛知県、大村知事、よろしく願いいたします。

○大村知事 愛知県の犬伏です。

それでは、資料8、愛知県提出資料で御説明いたします。

愛知県からは、創業人材の事業所確保に係る特例と高度人材ポイント制の特別加算特例、二つをお願いいたします。

1ページを御覧ください。愛知県では、2017年4月から、外国人による創業活動を促進するため、外国人創業活動促進事業を実施しておりまして、この特例でこれまでに20名の方が創業されております。在留資格「経営・管理」を取得するためには個室の事業所が必要ですが、入国間もない外国人にとりまして事業所の確保は困難な場合も多く、また、最近ではコワーキングスペースで事業を行う方も増えておりますので、コワーキングスペース等であっても最大1年間は事業所として認める特例を活用することで、更なる外国人創業を進めるものであります。それが一つ。

二つ目、2ページを御覧ください。世界有数のものづくり地域である愛知県では、多くの企業が海外展開をしております。アフターコロナを見据えて企業の中長期的な成長を実現していくためには、高度外国人材の活躍の場を増やしていくことが必要であります。そのため、愛知県が認定した企業で就労する外国人を高度外国人材に対するポイント制による特別加算の対象とする特例を活用し、高度外国人材の集積につなげてまいります。こ

れにより、新たなアイデアやイノベーションが生まれまして、県内産業の国際競争力が強化されることで、日本全体の産業力向上に貢献していきたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、民間有識者の方々から御意見を伺いたいと思います。

まず、本会議場に出席されている民間有識者からお願いいたします。

八田委員、秋山委員、阿曾沼委員、落合委員、中川委員の順でお願いいたします。

それでは、八田委員、よろしく願いいたします。

○八田座長 ありがとうございます。

本日の事業計画で長年この特区で行ってきた様々な改革を全国で益々うまく活用されようとしていることを伺い、非常に感慨深いものがあります。

養父市は、法人の農地所有という非常に画期的な改革を実現されましたが、さらに新たな会社がここに参加するという事業計画を報告されました。養父市は、オンラインの診療について先駆的な提案を実現されて、それが今は全国展開しています。法人の農地所有も、同様の全国展開が、一日も早くなされるべきだと思います。

福岡市の天神ビッグバンは、空港の近くに設定されていた不必要な高さ規制を引き下げて、最も重要な商業地である天神を再開発したわけですが、再開発には非常に勢いがあるので、開発過程に出来た空地の利用にも特区の道路空間利用に関する制度を使おうというわけです。

北九州市と愛知県は、外国人の創業人材及び外国人の高度人材がもっと来やすくするという特区特例の活用を提案されています。

それから、東京都です。元々この特区の制度は、外国企業を少なくとも東京には呼び寄せようということで意図したのですが、今回も、容積率の改革、外国人医師、外国人スタートアップ事業のコワーキングスペース活用等、様々な特区特例を活用されようとしています。

成田市も大阪府も工場の新増設に関する特区の活用をして積極的な投資を促進しようということです。今日はこれまでに作ってきた特区特例措置が網羅的に成果を結びつつあることを目の前にする機会を得ることができたと思います。

どうもありがとうございました。

○黒田参事官 ありがとうございます。

途中でございますが、ここで野田大臣が御退席されます。

○野田大臣 ありがとうございます。

(野田大臣退室)

○黒田参事官 失礼いたしました。

次、秋山委員、よろしくお願ひいたします。

○秋山委員 秋山でございます。

1点のみ、申し上げたいと思います。

本日申請がありました養父市における企業の農地取得7件目ということで、更なる実績に向けた申請をいただきました。養父市は、岩盤規制改革に挑んで、素晴らしい成果を上げてこられました。既に皆さんも御案内だと思いますけれども、特区諮問会議においても民間議員全員が全国展開と養父市に課せられた期限撤廃を主張しましたがけれども、これがなかなか実現できていない。これは一つの事件だと思うのですけれども、つい最近も、ビジネスマンに大変人気のインターネットの番組で、インフルエンサーが本件について言及して、政府の対応のあしき例として引き合いに出されるようになってしまっていることに関しては、国家戦略特区に関わる者として大変残念に思います。本件につきましては既に政治判断を待つのみという段階だと思っておりますので、未来に向けた正しく勇気のある御判断を一日も早くいただけるように期待しております。こういった判断を国民は必ず支持すると思っております。

以上です。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次、阿曾沼委員、よろしくお願ひいたします。

○阿曾沼委員 阿曾沼でございます。

東京圏の二国間協定での外国人医師の診療等における特区特例では、受入人数の拡大、対象国の拡大、受入医療機関の拡大、双務主義にかかわらず自国民以外の診療を可能とすることでした。今回NTT東日本関東病院が1名の医師の診療が追加されたこと、ありがとうございました。ただ、この特区特例の活用はまだ不十分であろうかと思っておりますので、皆様には、この二国間協定の特例があることを多くの都内医療機関の方々に周知していただいて、より活性化をしていただければありがたいと思っております。

また、二国間協定の対象国の拡大に関してですが、元々は中国やミャンマーという国の名前が出て御提案をいただいたわけですが、他の国も含めてまだ実績がございませんので、今後、アジア地域など、二国間協定対象国の拡大を図ることも大きなテーマとなるかと思っておりますので、引き続き御検討いただきたいと思っております。

もう一点ですが、次のステップとしては、外国人で日本の健康保険を持っていらっしゃる方々も、二国間協定で認定された医師が診療可能とする検討も必要と認識しております。この点についても是非現場から色々な御意見をいただきながら議論を深めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次、落合委員、よろしく申し上げます。

○落合委員 本日は、御説明をありがとうございます。非常に様々な論点で、各地で特区の利用が進んでいることを大変素晴らしいことだと思っております。

都市の整備で、東京都、成田市、大阪府、また、福岡市、各地でそれぞれの実情に合った都市整備に関する特例の利用を進めていただいております。また、外国人材の受入れ、スタートアップ・イノベーションに関する部分についても、東京都、北九州市、愛知県で進めていただいております。この創業人材の確保やスタートアップ・イノベーションに関するところは、岸田政権の中でも重要な施策になっております。私の参加しております規制改革推進会議でもスタートアップ・イノベーションワーキングが別途設置されておまして、非常に重要な論点になってくると思っております。こういった外国人材の受入れとイノベーションについては、現時点でもまた国家戦略特区ワーキンググループで議論させていただいている案件もありますので、さらにそういった部分も進めていけるといいと思っております。

本日は、皆様、特区の利用を進めていただきまして、誠にありがとうございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次、中川委員、よろしくお願いたします。

○中川委員 今、落合委員に整理いただいた都市の整備につきまして、2点、コメントをさせていただきたいと思っております。

東京都の提案の中で、3件の都市再生プロジェクトにつきまして御提案がありますけれども、そのうち2件が都市計画法の特例だけではなくて住宅の容積率緩和も含んだものになっております。テレワークの普及で土地のオフィス需要はおそらく変化しますし、テレワークを経験して、おそらく高度人材などを中心にしながら通勤を回避する職住近接に関する需要が増えていくという流れが今後とも続いていくのだと思います。それと、東京の都心部での金融センター化やグローバルシティ化といったものと非常に合致した規制緩和の試みになっておりますので、こういった住宅の容積率の緩和はどんどん進めていただければと思っております。それが1点目でございます。

2点目といたしまして、成田市におきまして工場立地法の特例の御提案があったことは非常に素晴らしいことだと思っております。羽田空港との機能分担や、そもそも成田空港の設置が国策でございますので、成田空港につきまして貨物の機能をプロモートしていくことは国策に近いことだと思っております。それを国家戦略特区におきましてどんどん支援していくことは当初予定された国家戦略特区の役割の一つだと思っておりますので、今回、成田市から空港会社との人事交流に関する新たな御提案もいただいておりますけれども、それにとどまらず、こういった成田空港の活用に関しまして更なる規制改革の御提案をいただくことを期待したいと思っております。

以上です。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次に、オンラインで出席の委員の方々にも御意見を伺いたいと思います。安藤委員、安念委員、本間委員、八代委員の順でお願いいたします。

まずは、安藤委員、よろしく申し上げます。

○安藤委員 安藤です。

今回、都市部から農村地域まで多様な取組が特例として説明されました。ありがとうございます。

この国家戦略特区は、成功事例を全国に広げていくためのものです。他の自治体もこれらのような先進的な取組の動向を高い関心を持って見守っていると思います。特例による取組は、その中でもうまく行ったポイントに注目が集まり紹介されることが多いと思います。しかし、他の自治体の手本となるためには、うまく行きそうでうまく行ったという分かりやすい事例よりも、そうではないものに価値があるようにも思います。うまく行くと思ったがうまく行かなかったケース、期待していなかったけれどもうまく行ったケース、特に苦労したポイントなど、予想外の事例こそが他の自治体にとって参考になると思います。

今回御参加いただいている自治体の方々には、是非詳細に取組の記録を残して共有していただきたいと思います。それが他の自治体から新たなアイデアを生み出すことにもつながり、今回取組をお示しいただいている先進的な自治体にも良い影響を与えるという好循環・フィードバックが生み出されることに期待しております。

今後とも、どうぞよろしく申し上げます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次、安念委員、よろしく申し上げます。

○安念委員 中央大学の安念と申します。

今回も、いずれも野心的な御提案で、大変勇気づけられる思いです。

その中でも、とりわけ中川委員も御指摘になりました工場立地法の特例の御提案には大変感銘を受けました。工場立地法は、よく知られているように、規制がうまく行った、ある意味で薬が効き過ぎたという規制の典型でございます。確かに半世紀前であれば工場やそれに類するものが一種の迷惑施設扱いをされたことは無理もないところがあったと思いますが、今日の工場は、行ってみると大体分かりますけれども、非常に静かですし、ばい煙を出すなどということも段々なくなってまいりましたし、人も非常に少ないということで、かつてとは面目を一新しつつあります。そうした中で、まちづくりの非常に重要な一つの要素として工場を位置付け直そうという御提案は大変重要なものと感じました。これが全国展開されることを願ってやみません。特に、緑地が必要である・重要であること

は誰も否定しないのですが、どれくらい必要かということは、地域によって、地元によって様々ですので、地元の意思で設定することが適切であることは言を待たないところだろうと思います。今後の展開に大きく期待したいと存じます。

どうもありがとうございました。

○黒田参事官 ありがとうございました。

次、本間委員、よろしく願いいたします。

○本間委員 御説明をありがとうございました。

困難な中で、各区域とも非常に積極的に特区の活用に取り組まれていることに敬意を表したいと思います。

八田座長、秋山委員からの御発言もありましたけれども、養父市の7件目の法人による農地取得は大変素晴らしい進展だと思っております。広瀬市長からも御発言がありましたけれども、2年の期間延長を取っ払って、これは未来永劫この制度を位置付けるということではなければならないわけで、そのための実績づくりとしても非常に大きなステップだと思っております。

株式会社やぶの農家には、これから大変期待しておりますので、大きな成果を残していただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○黒田参事官 ありがとうございました。

次、八代委員、よろしく願いいたします。

○八代委員 今、本間委員もおっしゃいましたけれども、この養父市の企業による農業経営は、私が知る限り、今は養父市しかやっておられない画期的なものです。これは、中山間地域農業モデルと言われましたが、別に平地であってもいいわけですし、特に大都市近郊の比較的小さい規模の農地などでも当然利用できると思います。今回は残念ながら全国展開はできなかったわけですが、より多くの地域でこの特区が活用できれば、それは全国展開に近づく一つの大きな道筋になろうかと思っております。是非東京都、大阪府のような大都市地域で、この養父市モデルを積極的に活用していただけないかと思っております。

以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございました。

それでは、本日の会議全体につきまして、御意見がございましたら、お願いいたします。御発言のある方は、挙手をお願いいたします。御意見のある方はいらっしゃいませんか。ありがとうございました。

それでは、ただ今御審議いただきました区域計画案につきまして、本日の区域会議で決定し、申請の手続を進めたいと思います。御異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、申請について御了承いただきましたので、速やかに手続に入らせていただきたいと思っております。

最後に、赤池副大臣より御発言をお願いいたします。

○赤池副大臣 担当の内閣府副大臣の赤池誠章でございます。

本日は、活発な御議論をいただき、改めて御礼を申し上げます。

オンライン参加をなされました、知事、市長を始め、自ら先頭に立たれて積極的に規制改革メニューを活用していただき、心より感謝を申し上げます。

また、国家戦略特区ワーキンググループの委員の皆様方からは、今までの取組を踏まえ、有意義な様々な御意見を頂戴したところであります。

本日の会議では、今回、全国で初活用となる特例措置として、成田市及び大阪府からの「工場新增設促進のための関連法令の規制緩和」の活用について区域計画案の申請があるなど、数多くの御提案をいただいたところでございます。先生方の御指摘もあり、それぞれの地区から、また、担当者の方からもお話しいただきましたので、新たな一步を踏み出されたのではないかと考えているところであります。

そんな中で、当然課題もあるわけであり、今日は、養父市から、7社目の社長もお越しいただいて、積極的な取組もあり、また、委員の先生方からも政治に対する御指摘もいただいたところでございます。私も、副大臣ではなく、自民党の中で、この養父市の国家戦略特区問題の議論をさせていただいた一人でもございます。養父市が御地元の谷公一先生は、市長、また、地域の思いを本当に込めて、自民党の中でも訴えられていたわけですが、御指摘いただいたとおり、農業関係の皆様方、議員の皆様方には、既に現行制度で十分にその問題はクリアされているというようなところで、平行線があった次第でございます。そういう面では、我が自民党を含め、政府としては、政治判断、政治決断というところよりも、どう全体として合意をいただけるか、現行制度を活用する中でもさらに農地を取得したいという具体的な事例を地域で出していくことが重要ではないかと考えている次第でもございます。

そういう面では、引き続き、養父市を始め、今日御参加の皆様方の更なる御提案・御努力の中で、それをしっかり踏まえて、我々も野田大臣のもとで取り組ませていただきたいと思います。

本日御審議いただいた区域計画案につきましては、ワーキンググループの先生方も御賛同の中で、速やかに認定の手続を進めてまいりたいと存じます。

今後とも、規制改革による地方創生を加速するため、積極的な改革の提案、特区メニューの更なる活用をお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、合同区域会議をこれにて終了したいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。